

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月2日 06時05分ごろ
発生場所	兵庫県明石市明石港内 明石港東外港西防波堤灯台から真方位149°93m付近 (概位 北緯34°38.4′ 東経134°59.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{あかし} 明石丸は、東進中、また、プレジャーボート ^{あかし} 明石丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 明石丸、3.3トン 260-30935兵庫、個人所有 B プレジャーボート 明石丸、2.4トン 260-47906兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船首部舷縁に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時49分、常用薄明開始時刻：06時03分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、法定灯火を表示して明石港に入港しようとして約2ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東進中、船長AがB船の白色全周灯を至近に認めて機関を停止したものの、B船の船首部に衝突した。 船長Aは、出航するB船の灯火に気付くのが遅れたと本事故後に思った。 A船には、レーダーがなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示して約3knの速力で南西進中、港口の東側の防波堤を通過した後、船長BがA船の白色全周灯を西方に認めて機関を中立とし、ほぼ停船した状態でA船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、出航するB船の灯火を至近になって認めたことから、機関を停止したものの、B船と衝突したのと考えられる。 B船は、船長BがA船の白色全周灯を西方に認めて機関を中立とし、ほぼ停船したものの、接近してきたA船と衝突したのと考えら

	れる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、明石港口付近において、A船が東進中、B船が南西進中、船長Aが、出航するB船の灯火を至近になって認めたため、機関を停止したものの、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 防波堤等の構造物の突端を右舷に見て航行する船舶は、できるだけ構造物に近寄り、左舷に見て航行する船舶は、できるだけ構造物から遠ざかって航行すること。